含水率計の認定に関わる細則の規定

京都府産木材認証制度運営協議会京都木材規格検討委員会

京都木材規格業務マニュアルに定められている以下の含水率基準について、平成 24 年 12 月 5 日の京都木材規格検討委員会により詳細を定めた。

(「2. 京都木材規格の概要」のスライド 12 枚目より)

測定機器は(財)日本住宅・木材技術センター認定品とし、認定事業体の所有は必須とする。 最新の認定品リストに掲載されていない過去の認定品でも補正が適正に行われていれば使 用を可とする。

【細則】

- 1. 認定事業体申請時に、含水率計の購入年月日がわかる書類を添付する (領収書の写しなど)。
- 2. 最新の(財)日本住宅・木材技術センター認定品のうち購入から3年以内のものは、京都 木材規格運営要領第1号様式に記載のある「含水率計の補正を行ったことを証明する 書類(発行より1年以内)」の添付の必要はない。
- 3. 2以外の場合、認定事業体申請時に「含水率計の補正を行ったことを証明する書類(発行より1年以内)」を添付しなければならない。条件を満たす書類として認められるのは以下のものである。
 - (1) 測定機器のメーカーが認める方法で校正を行ったことを証明する書類
 - (2) 第三者機関による全乾重量試験の結果報告書類
 - (3) これ以外に京都木材規格認定機関が(1)(2)と同等かそれ以上と認める書類
- 4. 認定事業体更新時には、自社の所有する含水率測定機器上記1~3について、認定機関に再度報告しなければならない。

以上